

令和4年度 社会福祉法人笛吹市社会福祉協議会事業計画

基本理念

こんなまちであつたらいいな 安心して暮らせる幸せあふれるまちづくり

I 基本方針

笛吹市社会福祉協議会は、本年第4次地域福祉活動計画を策定し、向こう5年間の社協が進むべき方向を定めました。基本理念は平成19年の第1次計画から「こんなまちであつたらいいな 安心して暮らせる幸せあふれるまちづくり」。サブテーマは「7つの地域あい みんなでいっしょにつくる共生のまち」です。私たちはこれまでの5年間、このサブテーマの7つのあい「知りあい」「つながりあい」「みとめあい」「そだてあい」「ささえあい」「見守りあい」「助けあい」と、7つの町の活動計画を進めてきましたが、活動をする人は同じ人、コロナで人と人がつながれなくなっている、近所付きあいも難しくなっている、誰に相談をしていいかわからない等などの声が届きました。

そこで、「今」社協は何をすべきかについて、多くの住民の皆さんからご意見をいただくことにしました。内訳は民生委員児童委員206人へのアンケート(回収率75%)や子ども子育て関係者が所属する51機関へのアンケート(回収率67%)等と地域福祉推進委員会・シニアクラブ会員・ボランティア・区役員・地域住民及び介護保険事業者等356人への聞き取りです。ご意見から、7つの地域あいの推進には、「地域福祉の人づくり」「人と人のつながりづくり」「連携・協働のネットワークづくり」「いつでもどこでも相談できる相談支援の仕組みづくり」の4つの重点取組が必要で、この4つの「づくり」の推進は、住民のみなさんと各種団体と社協の協働によって推進するというご意見でした。

5年後に「みんなでいっしょにつくる共生のまち」が推進されているために、1年ずつ地道な計画を立て・実行し、また評価をしながら次年度に改善してまた取り組むPDCAサイクルを着実に回すことが重要になります。

そこで最初の1年目の計画が、この事業計画です。※地域共生社会の実現を目指した重点目標を立て、その目標を具現化するための各課の目標を立てました。社協内の地域の事業活動を推進する障害者地域活動支援センター・後見センターを含む地域活動推進部門、要介護高齢者の在宅生活を支える介護事業部門、それらを統括する法人運営部門の各部門が連携を図り社協が有する資源を最大限活用し、住民との協働で、個別支援と地域支援をおこない住みやすい地域づくりを進めて参ります。

※「地域共生社会」とは、国が平成28年「ニッポン一億総活躍プラン」を策定し、厚労省はそれを受けて、「『我が事・丸ごと』地域共生社会の実現」を位置づけ、制度分野ごとの「縦割り」や「受け手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や多様な主体が「我が事」として参画し、人と人・人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしや生きがいを地域住民と関係機関が共に創っていく社会のことで

II 重点目標

地域共生社会の実現を目指します。

1. 職員一人ひとりが社協の役割を理解し、連携・協働して住民に寄り添った支援をします。(社協内の連携強化と寄り添い支援)
2. 新しい生活様式に合わせた地域福祉を推進します。(コロナ禍における地域福祉の推進)
3. 住民主体の活動を支援します。(住民主体の原則)
4. 社協の財務基盤を強化して地域福祉を推進します。(持続可能で自立した組織経営)

Ⅲ 法人運営部門

(i) 部門目標

法令遵守と公益性の高い法人であることの周知。社協として質の高いサービスの提供と効率的な組織運営を行います。

(ii) 総務課

1. 目標

- ① 法令遵守に則った組織運営を行います。
- ② 住民と社協の活動について広報を行い、共感を育むことで理解者・支援者・実践者を増やします。
- ③ 住民主体の活動を支援する指定管理施設の運営に取り組みます。

2. 重点的に取り組む実施事業

- ① 職員全員が法令についての理解を深められるよう取り組みます。
- ② ホームページの改善、メール配信、SNS の活用など積極的な広報活動に取り組みます。
- ③ 人とひとのつながりを大切にした、社協らしい指定管理施設の運営に取り組みます。
- ④ 職員が安心・安全に業務を進められる環境整備に取り組みます。
- ⑤ ICT（情報通信技術）の利活用による業務の効率化を推進していきます。

Ⅳ 地域福祉部門

(i) 部門目標

- ① 第4次地域福祉活動計画を周知し住民と共に実践を進めます。
- ② 新しい生活様式に合わせた住民主体の活動が進むよう働きかけます。
- ③ 個別の相談支援に対して専門的に支援できるよう職員育成を進めます。

(ii) 地域福祉課

1. 目標

- ① コロナ禍における地域づくりを進めます。
- ② 活動計画の説明をするとともに、専門職として役割分担を明確にするなかで住民活動を後方支援します。
- ③ 根拠ある活動を推進し寄付文化を醸成します。

2. 重点的に取り組む実施事業

- ① 専門職として住民からの相談に対し、住民主体の活動は勿論、必要に応じ提案型の地域づくりもすすめます。
- ② 様々なところで活動計画を周知、共有し、活動を支援します。
- ③ 学習会の参加及びその報告、事例を通じた研修会などを実施し質の向上を目指します。

(iii) 障害者地域活動支援センター

1. 目標

- ① 生活を送る上での様々な課題を解決できる為の、地域拠点となるセンター機能を、「新しい生活様式」に合わせて地域住民と共に目指します。
- ② 地域で孤立しがちな障がいの方々が、「地域共生社会」の一員となるための第一歩を踏み出せるような環境を作ります。
- ③ 相談機能を生かし、個々の状況に合わせた就労訓練と生活訓練、日中活動のサービスを提供します。また、地域のボランティア活動の受け入れを広く行い、地域に根差した活動を行います。

2. 重点的に取り組む実施事業

- ① 今まで以上に情報発信を行い、地域での活動の場を定着すると同時に、障がい当事者と地域住民と一緒に具体的な取り組みができる啓発研修や地域サロンを行います。
- ② 個別の相談を元にした生活課題の解決を目指し、自身が掲げる生活目標に対して前向きに取り組めるよう、対応を進めていきます。
- ③ 制度に対応したサービス提供は勿論、制度外のサービス等も柔軟に活用し生活上の困りごとを、相談を通じて軽減、解決できるよう支援します。
- ④ 法人内外の研修や学習会、事業などに積極的に参加し、地域づくりへの触媒になるような機会づくりや広報活動で地域共生社会について周知します。

V 在宅介護部門

(i) 部門目標

- ① 「断らない事業所」を目指し受け入れ態勢を整えます。
 - ア 社協の事業所の役割を踏まえ、他の民間事業所では取り組みにくい困難ケースへの対応を積極的に行います。
- ② 事業経営基盤の強化を図るために選ばれる事業所を目指します。
 - ア 介護保険制度等の法令遵守を徹底し適切な運営と経営を行います。
 - イ 制度の狭間への対応や地域の実情やニーズに合わせた多様性のあるサービスの開発を法人内で連携し検討していきます。
- ③ 質の高いサービスを提供できるよう職員教育や研修を充実します。
 - ア 専門的知識や技術の向上が図れるようコロナ禍であることを踏まえ、法人内の専門職が中心となり研修を行います。
- ④ 地域住民やボランティア等と新しい生活様式に合わせた、地域交流ができるよう工夫して行っています。

(ii) 居宅介護支援事業所

1. 目標

- ① 特定事業所の継続により、質の高いケアマネジメントを提供できる体制を確保していきます。
2. 重点的に取り組む実施事業
- ② 法令遵守を徹底し、利用者の抱える課題をより正確にとらえ、利用者の望む生活に向けて支援できるように努めます。

(iii) 通所介護事業所（デイサービス）

1. 目標

- ① 医療度の高い方や認知症、在宅看取りの方々が、在宅での生活が継続できるよう感染予防対策を徹底し受け入れ態勢を整え「断らない事業所」を目指します。
- ② 社協の役割を理解し介護保険制度改正内容に準じた経営を意識し、制度の狭間への対応やニーズに応じたサービスの開発を行なっていきます。
- ③ 地域住民やボランティア等と新しい生活様式に合わせた、地域交流ができるよう工夫して行なっていきます。
- ④ 質の高いサービスを提供できるよう、コロナ禍を踏まえた小規模での学習会を法人内の専門職が行います。

2. 重点的に取り組む実施事業

- ① 制度の狭間への対応として介護保険外サービス（お泊りデイ、早朝受け入れサービス）や地域の実情やニーズに合わせたサービスを検討し開発します。
- ② 地域住民やボランティア等と新しい生活様式に合わせた、地域交流ができるよう工夫して行います。

(iv) 訪問介護事業所（ヘルパー事業所）

1. 目標

- ① 感染予防対策を徹底し受け入れ態勢を整え「断らない事業所」として他事業所では受け入れられない生活困窮者・寝たきり高齢者、精神・身体障がい者、重度認知症者・医療重度者、在宅看取りの方への対応を行います。
- ② 介護保険制度等の法令遵守を徹底し、訪問介護事業所の特定事業所加算Ⅱを継続していきます。
ア 業務の見直しを行い業務内容の統一や効率化を図ります。
イ サービス提供責任者のアセスメント能力を高めます。
- ③ 質の高いサービスを提供するために、内部・外部の研修を積極的に実施し、専門的知識や技術を高められるよう職員研修を充実していきます。

2. 重点的に取り組む実施事業

- ① 登録指定行為事業（喀痰吸引・胃ろう対応）を安全に実施します。
- ② 制度の狭間への対応として介護保険外サービス（おまかせ安心サービス）を実施し、在宅生活を支援します。

Ⅵ 笛吹市南部長寿包括支援センター

1. 目標

地域で支援を必要としている方々に切れ目のないサービスの提供や困りごとの早期発見及び早期対応等一連の取り組みを行うことで、住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるようにしていきます。

2. 重点的に取り組む実施事業

- ① 総合相談支援事業では、地域の高齢者の様々な相談を受け止め、適切なサービスや機関等の資源とつなぎ、新しい生活様式の中で地域での継続した生活を支援します。
- ② 高齢者虐待、消費者被害では、高齢者を中心に地域住民等に周知し予防・早期発見・対応に取り組めます。
- ③ 包括的・継続的ケアマネジメントでは、処遇困難事例への支援に向けて、地域の支援者や関係機関との顔が見える関係づくりをして定期的に地域ケア会議を開催したり、随時個別ケア会議を実施し解決に向けて取り組めます。
- ④ 介護予防事業では、重度化防止と自立に向けた多職種連携を進めます。

Ⅶ 一宮複合施設（スマイルいちのみや）

1. 目標

- ① 住民も参加できる地域福祉の拠点となる取り組みをします。
- ② 高齢者や障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会をスマイルいちのみやから提供します。

2. 重点的に取り組む実施事業

- ① 法令遵守に則した事業内容の透明性を図ります。
- ② スマイルいちのみやを利用する方々が、複合型施設でのサービスを利用する姿を伝えていくこと等、高齢者や障がい児者の方々の地域での活動を具体的に情報発信していきます。
- ③ 複合型施設としての専門性の高いサービスの提供ができるよう職員教育を継続して行います。
- ④ 複合型施設の特徴が発揮できるよう、利用者と多世代の地域住民との交流の場や福祉教育の場等としての施設の活用が出来るように進めていきます。

以上